

# 結婚新生活を応援！

結婚に伴う新生活のスタートアップにかかる費用（家賃、引越費用など）の支援を行います。

最大 **70 万円**

※夫婦ともに婚姻時に 29 歳以下の場合

（30 歳以上 39 歳以下の場合は上限 30 万円となります）

\* この補助金は一時所得となるケースがあるため、申告が必要となる場合があります

申請期限は令和 7 年 3 月 31 日（月）まで

## 対象 次のすべての要件を満たす方

- 令和 6 年 1 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日に婚姻届を提出し、受理された夫婦
- 婚姻日において、夫婦ともに 39 歳以下
- 夫婦の昨年の合計所得が 500 万円未満（奨学金を返還している場合は、年間返済額を控除）
- 対象となる住宅が市内にあり、交付申請日において夫婦の双方または一方が対象の住宅に住居登録し、居住している。ただし、請求の日においては、夫婦の双方が住居費の対象となっている住居の住所に住居登録している
- 他の自治体を含め、新婚世帯を対象とした住居費と引越費用に係る補助金を受けたことがない
- 公的扶助による家賃補助等を受けていない
- 夫婦共に（公財）いきいき岩手支援財団が実施する「ライフプランセミナー」を受講している（同セミナーの開催期日は <http://nls.ikiiki-iwate.com/>）でお知らせしています
- 市税の滞納がない



## 補助の対象になる経費

- ▶ 住宅取得費用（土地購入代金などは対象外）
- ▶ 住宅賃借費用（賃料・敷金・礼金、共益費、仲介手数料）  
※勤務先から住宅手当を受けている場合や、他の公的  
制度による家賃補助などを受けている場合は対象  
外となる場合があります
- ▶ リフォーム費用  
※結婚を機に実施した住宅リフォームのうち、住宅の  
機能の維持、又は向上を図るために行う修繕、増築、  
改築、設備更新等にかかる工事費用をいいます。た  
だし、倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、  
植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等  
の家電購入又は設置に係る費用については対象外
- ▶ 引っ越し業者や運送業者に支払った引っ越し費用

支払いが済んでいなくても申請は可能です！

\* 請求書提出時に領収書等を添付していただきますが、  
申請時と請求時で金額が異なった場合、変更交付申請  
書の提出が必要となります

申請様式や必要書類は市 HP をご覧ください。

期限までに申請ができなくても、認定を受けることで翌年度交付を受けられる場合があります。

詳しくは一度下記お問い合わせ先までお早めにご相談ください！

【問い合わせ・申請】 花巻市地域振興部定住推進課 ☎0198-41-3516 ✉teiju@city.hanamaki.iwate.jp

